

公認スノーボードバッジテスト規程

平成 11 年 06 月 07 日制定

平成 11 年 10 月 18 日改正

平成 12 年 09 月 20 日改正

平成 14 年 06 月 28 日改正

平成 14 年 11 月 05 日改正

平成 15 年 06 月 27 日改正

平成 18 年 11 月 01 日改正

平成 23 年 09 月 20 日改正

(趣旨)

第1条 教育本部規程第1条に基づき、スノーボードの普及等を図るためにスノーボードバッジテストを実施し、スノーボードバッジテストに必要な事項を定める。

(バッジテストの種類)

第2条 スノーボードバッジテストは、級別テスト(以下「テスト」という。)とする。

(実施)

第3条 テストは、加盟団体の主管で行う。

2 テストの実施を希望する所属団体長は、12 月 15 日までに加盟団体長の承認を得るものとする。

(公示)

第4条 テストの実施要項は、主管加盟団体が公示する。

(検定員)

第5条 検定員は、主管加盟団体長から委嘱された、スノーボード指導員が、これに当たる。

(テスト基準及びテスト基準実施要領)

第6条 テストは、スノーボードの実技を行い、1級から5級までの5段階に分け、そのテスト基準及びテスト実施要領は、別にこれを定める。

(受検資格)

第7条 受検者は、希望する級を受検することができる。

2 1級の受検者は、事前講習1単位(2時間)以上を受けるものとする。

3 受検者は、小学生以上とする。

(受検手続)

第8条 テストを受けようとする者は、受検申込書に、氏名、年齢、住所、既得級及び受検希望級等を記入の上、各種公認・登録等料金一覧表に定める検定料を添えて、開催団体へ提出するものとする。

(合格者の級、手続等)

第9条 合格者の級は、各種公認・登録等料金一覧表に定める公認料を納入して、合格証及びバッジの交付を受けなければ有効とならない。

2 1級合格者は、当該年度の本連盟暫定会員登録を完了しなければならない。

(結果の報告)

第10条 主管所属団体長は、テスト終了後、直ちに実施したテスト結果を所定の報告書に記認・登録料金一覧表に定める検定料を添えて、開催団体へ提出するものとする。

2 加盟団体長は、所属団体で実施したものを集計し、所定の報告書に記入し、5月末日までに本連盟会長に報告しなければならない。

(規程の改廃)

第11条 この規程の改廃は、理事会の議決による。